

新卒採用支援サービス
『JobSuite FRESHERS』
利用規約

株式会社NSDデジタルソリューションズ

2026年4月1日版

目次

第1章 総則	1
第1条 [規約の適用]	1
第2条 [用語の定義]	1
第3条 [特約等の適用]	3
第4条 [規約の変更]	3
第2章 契約の成立	4
第5条 [契約の申込・成立]	4
第6条 [申込の不承諾]	4
第3章 サービス	4
第7条 [サービスの内容]	4
第8条 [サービスの開始]	5
第9条 [サービス利用期間]	5
第10条 [カスタマーサポートサービス]	6
第11条 [サービス構成の変更]	7
第12条 [アカウントの発行]	7
第13条 [サービスの中断]	8
第14条 [非保証]	8
第15条 [保存データの調査等]	9
第16条 [再委託]	9
第17条 [知的財産権]	9
第18条 [通知方法]	10
第4章 対価	10
第19条 [サービスの対価]	10
第20条 [支払方法]	11
第21条 [返金]	12
第22条 [遅延損害金]	12
第5章 利用者の義務	12
第23条 [法令遵守]	12
第24条 [連絡担当者]	12
第25条 [届出事項の変更通知]	13
第26条 [利用環境の用意]	13
第27条 [アカウントの管理]	13
第28条 [準利用者の監督等]	14
第29条 [保存データの管理]	14
第30条 [禁止行為]	14
第31条 [権利義務の譲渡等の禁止]	15
第6章 情報の取扱い	15
第32条 [秘密保持]	15
第33条 [個人情報の取扱い]	16
第34条 [報告・監査]	17
第35条 [アクセス情報の利用]	17
第36条 [採用情報の利用]	17

第7章 責任	18
第37条 [利用者の責任]	18
第38条 [当社の責任]	18
第39条 [当社の免責]	19
第8章 契約の終了	19
第40条 [利用期間満了時の解約]	19
第41条 [契約違反による解約]	19
第42条 [無催告解約事由]	20
第43条 [サービスの廃止]	21
第44条 [契約終了の効力]	21
第45条 [契約終了時の処理]	21
第46条 [存続条項]	21
第9章 その他	22
第47条 [反社会的勢力の排除]	22
第48条 [協議]	22
第49条 [合意管轄・準拠法]	23
附 則	23

第1章 総則

第1条 [規約の適用]

「新卒採用支援サービス『Job Suite FRESHERS』利用規約」(以下「**本規約**」)といいます。)は、株式会社NSDデジタルソリューションズ(以下「**当社**」)といいます。)が提供する新卒採用支援サービス『Job Suite FRESHERS (ジョブスイート フレッシュヤーズ)』(以下「**本サービス**」)といいます。)の利用条件を定めたものであり、本サービスを利用するすべての者(以下「**利用者**」)といいます。)に適用されます。

第2条 [用語の定義]

本規約において、次の各号の用語の意義は、本規約中に特段の定めのない限り、当該各号に定める通りとします。

(1) 「**本契約**」

本サービスの利用を希望する法人が利用者の資格を得るために、本規約に定める内容を契約条件として当社と締結する、本サービスの利用に関する契約をいいます。

(2) 「**本システム**」

本サービスにおいて当社が利用者にSaaS(ソフトウェア・アズ・ア・サービス)形式で提供(使用許諾)する新卒採用管理システム(新卒採用業務支援機能を有するWEBアプリケーション・ソフトウェア)をいいます。なお、本システムは当社の管理・運用するサーバ上で稼働しているため、利用者は、本システムの機能を使用するために、インターネット回線を通じて本システムにアクセスする必要があります。

(3) 「**オプション**」

当社が、本サービスの一部として、利用者に対し利用の有無を選択できる形式で提供する本サービスの付随サービス及び本システムの機能をいいます。

(4) 「**特約**」

当社が、本規約に加えて、本サービスの個別の料金プラン、オプション等に特有の利用条件を定めた利用規約をいいます。

(5) 「**利用環境**」

利用者が本サービスを利用するために自ら用意し又は第三者から提供を受けて使用する、パーソナルコンピュータ、電気通信設備等の機器、オペレーティングシステム、インターネットブラウザ等のソフトウェア、及びインターネット回線、回線接続サービス等のサービスをいいます。

(6) 「提供環境」

当社が、利用者に本サービスを提供するために自ら用意し又は第三者から提供を受けて使用する、パーソナルコンピュータ、サーバ、電気通信設備等の機器、オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェア、及びインターネット回線、回線接続サービス、データセンターにおけるハウジングサービス等のサービスをいいます。

(7) 「従業員等」

本規約の文脈において対象となる法人の業務に従事する正社員、契約社員、派遣社員、パート労働者等の従業員及び同法人の経営に従事する役員をいいます。

(8) 「応募者」

利用者の求人（採用募集）に応募した求職者をいいます。

(9) 「個人情報」

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）第2条第1項が定義する個人情報をいいます。

(10) 「登録者情報」

利用者が本サービスを利用することによって、本システムのデータベースにデータとして登録された応募者の個人情報等の情報をいいます。

(11) 「保存データ」

利用者が本サービスの利用を通じて本システムのデータベース等の保存領域に保存した、登録者情報、利用者の従業員等の情報、募集職種、採用・選考状況等の利用者の採用に関する情報、スクリプト、画像等のすべてのデータをいいます。

(12) 「アカウント」

本システムの管理画面等に採用業務の担当者（選考官、面接官等を含みます。）がログインするためのユーザー認証用のID及びパスワードの総称をいいます。

(13) 「準利用者」

本契約に基づき利用者からアカウントの発行を受けた第三者であって、本契約において利用者に準ずる取り扱いを受ける者をいいます。

(14) 「外部連携サービス等」

本サービスの外部において、第三者が開発し、提供する採用支援アプリケーションサービス、求人広告WEB媒体、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）等の採用に関連するサービス及びこれらのサービスと連携するためのAPI（アプリケーション・プログラム・インターフェイス）等のプログラムであって、当社が、本サービスの付随サービス又

は本システムの機能（オプションとして提供するものを含みます。）の全部又は一部を実現するために、当該第三者の許諾を得た上で、本サービスと連携させているものをいいます。

（15） 「営業日」

当社の営業日をいい、土曜日、日曜日、国民の祝日、国民の休日、振替休日、毎年12月29日から翌年1月3日までの年末年始、及び、別途当社が定めて利用者に通知する休業日を除くすべての日を指します。

第3条 [特約等の適用]

1. 当社は、当社が必要と判断した場合はいつでも特約を定めることができます。当社が、本サービスの料金プラン、オプション等に関して特約を定めた場合、当該特約は、本規約の一部を構成し、本規約と一体となって、当該料金プラン、オプション等を利用するすべての利用者に適用されます。なお、特約の規定と本規約の規定との間に矛盾がある場合は、特約の規定が優先して適用されます。
2. 当社が本サービスの利用上の注意事項又は遵守事項として、当社所定の申込書及び通知書に記載した内容及び本システムの管理画面及びオンラインヘルプに表示した内容、並びに、当社が利用者との合意事項として、当社所定の申込書及び通知書の特記事項欄に追記した内容は、特約に準ずるものとし、前項に従って利用者に適用されます。

第4条 [規約の変更]

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により、いつでも本規約の内容を変更することができます。この場合、すでに本サービスを利用中の利用者にも変更後の本規約が適用されるものとし、本サービスの利用条件及び本契約の内容は、変更後の本規約の内容によるものとします。
 - （1） 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
 - （2） 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして、合理的なものである場合
2. 当社は、前項に基づき本規約の内容を変更する場合、変更後の本規約を適用する日（以下「**規約変更日**」といいます。）の1ヵ月前までに、その旨を、変更後の本規約の内容及び規約変更日とともに利用者に通知します。但し、誤字の修正、表現の変更等、本サービスの利用条件の変更を伴わない軽微な変更については、当社は本項の通知を省略することができます。
3. 利用者は、前項の通知により知らされた変更後の本規約の内容が、変更前の内容と比べて利用者の権利を制限し、又は利用者の義務を加重するものであった場合において、これに同意できないときは、規約変更日の前日の5営業日前までに当社所定の解約申込書を提出することで、規約変更日の前日を解約日として本契約を解約することができます。
4. 規約変更日以降も継続して本サービスを利用した利用者は、変更後の本規約の内容に同意したものとみなされ、変更後の本規約の内容に関する不知又は不同意を申し立てる

ことができません。

5. 当社は、本規約の変更によって利用者又は第三者に何らかの不利益又は損害が発生したとしても、一切の責任を負いません。

第2章 契約の成立

第5条 [契約の申込・成立]

1. 本サービスの利用を希望する法人は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に提出し、本契約の締結を申し込む必要があります。
2. 前項に従い本契約の締結を申し込む法人（以下「**申込者**」といいます。）は、申込書を提出する前に本規約の内容をすべて確認し、これに同意する必要があります。
3. 本契約は、第1項の申込書を受領した当社が、申込者に対して電子メールで承諾の通知を送信したときに成立します。

第6条 [申込の不承諾]

申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、理由を開示することなく、当該申込者からの本契約の締結の申込を不承諾とすることができます。

- (1) 過去に当社との取引において債務不履行、契約違反等を理由に当該取引に関する契約を解除されたことがある場合
- (2) 申込書に虚偽の情報を記入した場合
- (3) 申込書に誤記、記入漏れ又は捺印忘れがあり、これを速やかに訂正できない場合
- (4) 第42条[無催告解約事由]第2項各号のいずれかに該当する場合
- (5) 申込者への本サービスの提供が、技術上又は社会環境上の理由から困難な場合
- (6) その他当社の審査基準において利用者として不適切と判断される場合

第3章 サービス

第7条 [サービスの内容]

1. 本サービスにおいて、利用者は、次の各号に定める目的のために、利用環境からインタ

ーネット回線を通じて本システムにアクセスし、本システムの機能を使用することができます。

- (1) 利用者の従業員等を採用する目的
- (2) 利用者の親会社、子会社及び関連会社の従業員等を採用する目的（但し、本号の目的のために本システムの機能を使用できるのは、第12条〔アカウントの発行〕第2項に定めるグループアカウントを発行した場合に限ります。）

2. 本サービスの内容及び対価（料金プラン毎の内容及び対価を含みます。）、本システムの主要機能の内容、オプションの内容及び対価、本サービスを利用するために利用者に推奨される利用環境、外部連携サービス等の種類等の本サービスの詳細な仕様（以下「**サービス仕様**」といいます。）は、当社所定の申込書、通知書、見積書、パンフレット等の書面、管理画面、オンラインヘルプ等の本システムの画面及び当社ホームページに定める通りとします。
3. 当社は、当社が必要と判断した場合はいつでも、利用者に通知することなくサービス仕様を変更することができます。但し、本サービスの対価の変更、本システムの機能の削除、本システムのユーザーインターフェースの大幅な変更といった、利用者への影響が大きいと当社が判断するサービス仕様の変更については、事前にその内容を利用者に通知します。
4. 当社は、サービス仕様の変更によって利用者又は第三者に何らかの不利益又は損害が発生したとしても、一切の責任を負いません。

第8条 [サービスの開始]

1. 本契約の成立後、当社は、利用者との協議により定める日に、本システムに最初にログインするためのアカウント（以下「**初期アカウント**」といいます。）を発行し、本システムのログインページのURLとともに、利用者に通知します。
2. 利用者は、当社から初期アカウントの通知を受けた時点から、本サービスの利用を開始することができます。

第9条 [サービス利用期間]

1. 本サービスの利用期間は、第8条〔サービスの開始〕第1項に従って当社が初期アカウントを利用者に通知した日（以下「**初期アカウント通知日**」といいます。）を開始日（起算日）とし、第19条〔サービスの対価〕第2項に定める課金開始月の初日から当社所定の申込書に定める「初回利用期間」が経過する日（例えば、初回利用期間が3ヵ月と定められている場合は、課金開始月から3ヵ月目の月の末日となります。）を終了日とする期間とします。
2. 本サービスの利用期間は、その終了日の5営業日前までに利用者が第40条〔利用期間満了時の解約〕に定める解約手続き等を行わない限り、同じサービス構成（「**サービス構成**」の定義は第11条〔サービス構成の変更〕第1項に定める通りとします。）のまま、当社所定の申込書に定める「自動更新期間」だけ自動的に更新されます（更新後の利用期

間についても同様とします)。

3. 利用者は、原則として本サービスの利用期間の途中で本契約を解約することができません。但し、第4条〔規約の変更〕第3項、第13条〔サービスの中断〕第4項、第16条〔再委託〕第3項、第41条〔契約違反による解約〕第1項又は第42条〔無催告解約事由〕第1項に定める場合はこの限りではありません。

第10条〔カスタマーサポートサービス〕

1. 利用者は、本サービスの利用期間中に当社カスタマーサポートセンターに電話又は電子メールで問い合わせることで、利用者の事務所等への出張を伴わない、次の各号に定める内容のカスタマーサポートサービス（以下「**標準サポート**」といいます。）を、本サービスの一部として追加の対価の支払いなしに受けることができます。なお、標準サポートの内容については、当社所定の申込書、見積書、パンフレット等の書面、管理画面、オンラインヘルプ等の本システムの画面又は当社ホームページに記載がある場合、これらの記載の内容が本規約の内容に優先して適用されます。

- (1) 本システムの基本的な設定方法及び操作方法の説明
- (2) 本システムの使用中に発生したエラー等への対処方法の説明
- (3) 本システムの機能に関する説明
- (4) オプションに関する説明

2. 標準サポートの受付時間及び対応時間は、次の各号に定める通りです。但し、当社は、利用者から対応時間内に受け付けた問い合わせであっても、受け付けた時間あるいは問い合わせの内容によっては、翌営業日以降の対応時間に対応することができます。

- (1) 電話による受付時間
営業日 10時～17時
- (2) 電子メールによる受付時間
年中無休 24時間
- (3) 対応時間（電話・電子メール共通）
営業日 10時～17時

3. 当社は、利用者からの当社カスタマーサポートセンターへの問い合わせが、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、標準サポートを提供しないことができます。

- (1) 利用者固有の特殊な利用環境における本システムの設定方法若しくは操作方法又はエラー等への対処方法に関する問い合わせである場合
- (2) 前二項に定める範囲を超えるカスタマーサポートサービスの要求である場合
- (3) 第30条〔禁止行為〕第1項各号のいずれかに該当するおそれのある行為である場合又はかかる行為の要求である場合

- (4) 日本語以外の言語による問い合わせである場合又は日本国外からの問い合わせである場合
 - (5) その他当社が標準サポートに適さないと判断する場合
4. 当社は、標準サポートの対応にあたり利用者から要請のある場合は、利用者の許可のもと、標準サポートの提供のために必要かつ最小限の範囲内で本システムの管理画面にログインし、登録者情報等の保存データを閲覧しながら利用者への説明を行うことができるものとします。
5. 当社は、オプションとして、第1項及び第2項に定める範囲を超える有償のカスタマーサポートサービスを定めて、提供する場合があります。利用者は、このような有償のカスタマーサポートサービスの利用を希望する場合、当社所定の申込書等で申し込んだ上で、当社が定める追加の対価を支払う必要があります。

第11条 [サービス構成の変更]

1. 利用者は、事前に当社所定の申込書等で当社に申し込むことで、現在利用中の本サービスの料金プランの種類、オプションの利用の有無等の本サービスの構成（以下「**サービス構成**」といいます。）を変更することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、第9条 [サービス利用期間] 第1項に定める本サービスの最初の利用期間（第9条 [サービス利用期間] 第2項によって自動更新される前の利用期間）の途中で、本サービスの利用料の減額を伴うサービス構成の変更を行うことができません。
3. 第1項によって変更することができるサービス構成の種類及び範囲、サービス構成の変更の適用時期、サービス構成の変更に伴い発生する対価の変更とその適用時期等は、当社所定の申込書、見積書、パンフレット等の書面又は特約に定める通りとします。

第12条 [アカウントの発行]

1. 利用者は、第7条 [サービスの内容] 第1項第1号に定める目的を達成するために必要な範囲内で、次の各号に定める者にアカウントを自ら発行し、これらの者に本システムを使用させることができます（以下、本項に基づき利用者が発行したアカウントを「**サブアカウント**」といいます）。なお、サブアカウントの発行は無償で行うことができます。
- (1) 利用者の従業員等
 - (2) 利用者が当社所定の通知書で事前に当社に通知した、利用者の採用業務の外部委託先（利用者が業務委託契約等を締結した上で利用者自身の採用業務を外部委託した第三者をいいます。）の従業員等
2. 利用者は、当社所定の申込書で事前に当社に申し込むことにより、第7条 [サービスの内容] 第1項第2号に定める目的を達成するために必要な範囲内で、次の各号に定める者にアカウントを自ら発行し、これらの者に本システムを使用させることができます（以下、本項に基づき利用者が発行したアカウントを「**グループアカウント**」といいます）。なお、グループアカウントを発行する場合、利用者は、当社所定の申込書に定める追加の利用料

を支払う必要があります。また、グループアカウントにより使用できる本システムの機能は、当社所定の申込書に定める通りとします。

(1) 利用者の親会社、子会社及び関連会社の従業員等

3. 第1項第2号に該当する者が利用者からサブアカウントの発行を受けた場合、又は前項第1号に該当する者が利用者からグループアカウントの発行を受けた場合、これらの者は本契約において準利用者として取り扱われます。
4. 利用者は、準利用者に発行したサブアカウント又はグループアカウントを失効させる場合、当社所定の通知書又は申込書で事前に当社に通知する必要があります。
5. 利用者は、同一の準利用者に対し、サブアカウントとグループアカウントの両方を同時に付与してはならないものとします。

第13条 [サービスの中断]

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前の通知を行わず、また利用者から承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができます。
 - (1) 提供環境の故障その他の障害の発生によって緊急のメンテナンス又は工事が必要になった場合
 - (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災又は戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等の非常事態の発生によって本サービスを提供できない場合
 - (3) 外部連携サービス等において緊急のメンテナンス等による中断・停止が発生した場合
 - (4) その他本サービスの保守・運用上又は技術上の理由によって本サービスの提供を中断しなければならない場合
2. 当社は、本システムや提供環境に対して定期的なメンテナンスや計画的な工事を行う場合には、事前に利用者へ通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができます。
3. 当社は、前二項に定める本サービスの提供の中断によって利用者又は第三者に何らかの不利益又は損害が発生したとしても、一切の責任を負いません。
4. 利用者は、利用者の責に帰すべき事由によらず、本サービスの提供の中断が連続して48時間を超えた場合は、第1項又は第2項の中断に該当するか否かにかかわらず、当社所定の解約申込書を提出することで、即時に本契約を解約することができます。

第14条 [非保証]

1. 当社は、本サービス並びに本サービスの一環として提供する本システム、カスタマーサポートサービス及びオプションの正確性、有用性、完全性、安全性、確実性、特定の目的への適合性、第三者の権利に対する非侵害性等について、明示、黙示を問わず、一切の保

証を行いません。また、当社は、本サービスを通じて利用者が取得する情報の正確性、有用性、完全性、安全性、確実性等についても、明示、黙示を問わず、一切の保証を行いません。

2. 本サービスは日本国内における採用支援に特化したサービスであるため、当社は、本サービスが日本国外における法令、判例、慣習、情報インフラ等の社会環境のもとで利用可能であること、あるいはこのような日本国外の社会環境において本サービスを利用することが適切であることについても、明示、黙示を問わず、一切の保証を行いません。

第15条 [保存データの調査等]

当社は、本サービスの保守・運用上又は技術上必要な場合（例えば、本システムに発生した緊急の障害等を解消するために保存データの調査が必要な場合を含みますが、これに限らないものとします。）、第32条 [秘密保持] 及び第33条 [個人情報の取扱い] の規定に従った上で、保存データにアクセスし、これを調査することができるものとします。

第16条 [再委託]

1. 当社は、本サービスの提供に関する業務（以下「**サービス提供業務**」といいます。）を、利用者に何らの通知も行わずに、当社が必要と判断する範囲で第三者に再委託することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、サービス提供業務のうち、登録者情報を取り扱う業務を第三者に再委託する場合、又はすでに当該業務を再委託している第三者を別の第三者に変更する場合は、このような再委託を開始する日（以下「**再委託開始日**」といいます。）の1ヵ月前までに、その旨を利用者に通知します。
3. 前項の通知を受けた利用者は、当該再委託に同意できない場合、再委託開始日の前日の5営業日前までに当社所定の解約申込書を提出することで、再委託開始日の前日を解約日として本契約を解約することができます。なお、本項に定める解約を行わず、再委託開始日以降も継続して本サービスを利用した利用者は、当該再委託に同意したものとみなされ、当該再委託に関する不同意を申し立てることができません。
4. 当社は、第1項に基づきサービス提供業務を再委託した第三者（以下「**再委託先**」といいます。）が、本契約において当社が負っている義務に違反したときは、当該違反を当社自身の違反として、本規約に定める範囲で責任を負います。
5. 当社は、前項に定める場合を除き、サービス提供業務の再委託によって利用者又は第三者に何らかの不利益又は損害が発生したとしても、一切の責任を負いません。

第17条 [知的財産権]

1. 本サービス及び本システムに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、ノウハウ等の法律上保護される一切の知的財産権（以下「**知的財産権**」といいます。なお、登録制度が存在する知的財産権については、その権利を出願し、登録を受ける権利を含むものとし、以下同じとします。）は、当社又は外部連携サービス等を提供する第三者に帰属します。

2. 本サービス及び本システムに関連して当社が作成し、提供する企画書、提案書、報告書、パンフレット、マニュアル、分析情報、統計情報、カスタマーサポートサービスにおける説明等の情報（以下「**サービス関連情報**」といいます。）に関する知的財産権は、当社に帰属します。
3. 利用者は、本契約に基づき当社から本サービスの利用及び本システムの使用を非独占的に許諾されるだけであって、当該許諾を除き、本サービス、本システム及びサービス関連情報に関する何らの知的財産権も取得し、又は譲り受けるわけではないことを確認し、了承するものとします。
4. 保存データに関する知的財産権は、利用者に帰属します。利用者は、第36条 [採用情報の利用] に定める範囲において、保存データの一部の利用を当社に許諾するものとします。

第18条 [通知方法]

1. 当社から利用者への本サービスに関する通知は、本規約中に特段の定めのない限り、第24条 [連絡担当者] に定める利用者の連絡担当者への電子メール又はファックスの送信、当社所定の申込書、通知書、見積書、パンフレット等の書面上の記載、管理画面、オンラインヘルプ等の本システムの画面上の表示、当社ホームページへの掲載等の方法のうち、当社が通知内容に応じて適切と判断する方法で行います。
2. 当社が利用者への本サービスに関する通知を、電子メール若しくはファックスの送信、管理画面、オンラインヘルプ等の本システムの画面上の表示、又は当社ホームページへの掲載によって行う場合、これらの通知の効力は、それぞれ送信、表示又は掲載を行った時点から発生します。
3. 当社が利用者への本サービスに関する通知を、当社所定の申込書、通知書、見積書、パンフレット等の書面上の記載によって行う場合、この通知の効力は、当社がこのような記載を行った書面を利用者に提示した時点から発生します。

第4章 対価

第19条 [サービスの対価]

1. 利用者は、本サービスの利用の対価として、当社所定の申込書等に定める初期設定費用及び利用料（「月額利用料」として定められている場合は、月の1日から末日までの1ヵ月分の利用料を指し、「一括払利用料」として定められている場合は、本サービスの利用期間分の利用料の合計額を指します。）を、第20条 [支払方法] に従い当社に支払うものとします。
2. 本契約の成立後、利用料の課金が始まる最初の月（以下「**課金開始月**」といいます。）は、次の各号のいずれかとなります。

(1) 初期アカウント通知日が月の前半（1日～15日）に属する場合

課金開始月 = 初期アカウント通知日が属する月

(2) 初期アカウント通知日が月の後半（16日～末日）に属する場合

課金開始月 = 初期アカウント通知日が属する月の翌月

3. 利用者は、初期アカウント通知日が課金開始月の途中の場合であっても、課金開始月分の利用料について日割りによる減額を請求することができません。

第20条 [支払方法]

1. 当社は、初期設定費用及び、第9条 [サービスの利用期間] 第1項に定める最初の利用期間分の利用料に関する請求書を、本契約の成立後速やかに利用者へ発行します。
2. 前項の請求書を受領した利用者は、請求書記載の支払期日までに、請求書記載の初期設定費用及び最初の利用期間分の利用料に消費税及び地方消費税（以下「消費税」といいます。）を加えた金額を、請求書記載の当社名義の銀行口座宛に一括で振り込む方法で支払うものとします。
3. 当社は、第9条 [サービスの利用期間] 第2項による自動更新後の利用期間分の利用料に関する請求書を、あらかじめ当該自動更新後の利用期間の前々月5日付で利用者へ発行します。
4. 前項の請求書を受領した利用者は、第9条 [サービスの利用期間] 第2項による利用期間の自動更新後も本契約を継続する場合、請求書記載の支払期日（原則として自動更新後の利用期間の前月末日となります。）までに、請求書記載の利用料に消費税を加えた金額を、請求書記載の当社名義の銀行口座宛に一括で振り込む方法で支払うものとします。なお、利用期間の自動更新前に本契約を解約する場合、利用者は、自動更新後の利用期間分の利用料を振り込まずに、当社から受領済みの当該利用料に関する請求書を破棄するものとします。
5. 利用者が第11条 [サービス構成の変更] に基づきサービス構成の変更を申し込んだ場合、又は第12条 [アカウントの発行] に基づきグループアカウントの発行若しくは失効を申し込んだ場合、当該サービス構成の変更によって発生する初期設定費用又は当該サービス構成の変更若しくはグループアカウントの発行・失効によって増額若しくは減額される利用料の支払方法は、別途当社が当社所定の申込書、見積書、パンフレット等の書面又は特約に定める通りとします。
6. 初期設定費用及び利用料の支払いに必要な振込手数料等の費用は、すべて利用者の負担とします。
7. 将来、消費税率の改定等の理由によって消費税の算定方法に変更が生じた場合は、その変更に関する法令の施行日から、初期設定費用及び利用料の消費税の金額も変更されます。

第21条 [返金]

1. 当社は、原則として利用者から支払いを受けた初期設定費用及び利用料の返金を行いません。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者が、第4条 [規約の変更] 第3項、第13条 [サービスの中断] 第4項、第16条 [再委託] 第3項、第40条 [利用期間満了時の解約]、第41条 [契約違反による解約] 第1項、第42条 [無催告解約事由] 第1項に基づき本契約を解約する場合において、当社所定の解約申込書に返金用の銀行口座を漏れなく記載したときは、当社は、利用者からすでに支払いを受けている解約日の翌日以降の分の利用料を利用者に返金します。また、第43条 [サービスの廃止] に基づく本サービスの廃止によって本契約が終了する場合は、当社は、利用者からの解約申込書の提出がなかったとしても、利用料について同様の返金を行います。

第22条 [遅延損害金]

1. 利用者は、本契約に基づく金銭債務の全部又は一部の支払いを遅延した場合、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数について、年14.6%の割合による遅延損害金を年365日の日割計算によって算出し、支払いを遅延した金銭債務に加えて当社に支払う必要があります。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者が支払いを遅延した場合であっても、当社からの支払催告を受けた利用者が速やかに遅延した金銭債務を完済したときは、当社は当該利用者の遅延損害金の支払義務を免除することができます。

第5章 利用者の義務

第23条 [法令遵守]

利用者は、本サービスを利用するにあたって利用者に適用されるすべての関連法令を、利用者自身の責任と費用負担で遵守する必要があります。

第24条 [連絡担当者]

1. 利用者は、第5条 [契約の申込・成立] 第1項の申込書の提出にあたり、本サービスの利用に関して当社との間の連絡窓口を担当する利用者の従業員等（以下「**連絡担当者**」といいます。）を1名選び、その氏名、連絡先等の情報を申込書に記載して当社に届け出る必要があります。
2. 利用者は、カスタマーサポートサービスを受けるための問い合わせ、当社所定の申込書及び通知書の提出等、本サービスの利用に関する当社との間の連絡のやり取りを、原則として連絡担当者を通じて行う必要があります。但し、やむを得ない事情により、連絡担当者が連絡を行うことができない場合はこの限りではありません。

3. 利用者は、利用者の従業員等の代わりに、準利用者を連絡担当者に指定することができます。この場合、利用者は、連絡担当者となった準利用者から当社に対する本サービスの利用に関する連絡のすべてを、当社が利用者からの連絡とみなして対応することを、あらかじめ了承しなければなりません。

第25条 [届出事項の変更通知]

利用者は、第24条 [連絡担当者] に従って届け出た連絡担当者の氏名、連絡先等の情報、及び、当社所定の申込書又は通知書に記載して当社に届け出た利用者の法人名、法人住所等の情報に変更がある場合は、事前に当社所定の通知書で変更後の情報を通知する必要があります。

第26条 [利用環境の用意]

1. 利用者は、本サービスの利用開始までに、利用者自身の責任と費用負担で利用環境を用意し、本サービスの利用期間中、これを利用可能な状態で維持する必要があります。利用者が利用環境を用意・維持できなかったことによって、本サービスの全部又は一部を利用できなかったとしても、当社は一切の責任を負いません。
2. 利用環境が、別途当社が当社所定の申込書、見積書、パンフレット等の書面、管理画面、オンラインヘルプ等の本システムの画面又は当社ホームページに定める推奨環境を満たしていない場合、利用者が本サービスを完全な状態で利用できなかったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第27条 [アカウントの管理]

1. 利用者は、当社から通知を受けた初期アカウント及び利用者自身が利用者の従業員等に発行したアカウントを、第三者に開示若しくは貸与し、又は第三者と共有することができません。また、利用者は、これらのアカウントが第三者に漏洩することがないように、利用者自身の責任と費用負担で厳重に管理する必要があります。
2. 利用者が準利用者に発行したアカウントについては、利用者が利用者自身の責任と費用負担で、準利用者に前項に定める利用者の管理と同等の管理をさせる必要があります。
3. 利用者又は準利用者の管理下にあるアカウントが、当社の責に帰すべき事由によらずに外部に漏洩等して、利用者又は第三者に何らかの不利益又は損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、利用者又は準利用者の管理下にあるアカウントを用いた本システムの使用行為のすべてを、利用者による行為とみなします。このような本システムの使用行為が、実際には利用者（利用者の従業員等を含みます。）及び準利用者以外の者による行為であったとしても、これによって発生した本サービスの対価の支払い、損害賠償等の債務については、利用者がその一切を負担する必要があります。

第28条 [準利用者の監督等]

1. 利用者は、本契約において利用者が負っている義務を、準利用者にも遵守させる必要があります。準利用者がこの義務に違反した場合、利用者は、利用者自身の違反として一切の責任を負う必要があります。
2. 利用者は、当社から通知を受けた本サービスに関する連絡事項のうち、準利用者が本システムを使用するにあたり知る必要があるものを、利用者自身の責任と費用負担で、速やかに準利用者に通知する必要があります。

第29条 [保存データの管理]

1. 利用者は、利用者自身の責任と費用負担で、保存データの管理を行う必要があります。この保存データの管理には、保存データに含まれる個人情報に対する本人からの開示、訂正、追加・削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止等の請求への対応も含まれます。
2. 当社は、当社の責に帰すべき事由によって本システムの保存領域上の保存データが滅失・毀損し、又は漏洩した場合を除いて、保存データの管理に関する一切の責任を負いません。
3. 利用者は、利用者が重要と判断する保存データについては、利用者自身又は準利用者の誤操作等による滅失を防止するために、本契約の終了時だけでなく、本サービスの利用期間中も適時に、利用者自身の責任と費用負担で、本システムの保存領域からダウンロードし、利用者が保有する外部記憶装置、可搬記録媒体等にバックアップを取るよう努めるものとします。

第30条 [禁止行為]

1. 利用者は、本サービスの利用にあたって次の各号に定める行為を、自ら又は第三者を介して行ってはなりません。
 - (1) 当社又は第三者の財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
 - (2) 当社又は第三者を差別、誹謗中傷、侮辱する行為
 - (3) 法令又は公序良俗に違反する行為
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
 - (5) 当社又は第三者になりすます行為
 - (6) 当社に提出する申込書、通知書等の書面に虚偽の内容を記載する行為
 - (7) 当社の事前の書面承諾なしに、第7条 [サービスの内容] 第1項各号に定める目的以外のために本サービスを利用する行為
 - (8) 当社の事前の書面承諾なしに、第12条 [アカウントの発行] 第1項各号及び第2項第1号に定める者以外に対してアカウントを発行し、本システムを使用させる行為

- (9) 準利用者以外の第三者に本サービスを利用させる行為
 - (10) 当社による提供環境の使用又は本サービスの運営に支障を与える行為（例えば、当社の事前の書面承諾なしに、脆弱性診断のための高負荷のアクセスを提供環境に対して実施する行為を含みますが、これに限らないものとします。）
 - (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (12) 当社の事前の書面承諾なしに、本システム及びサービス関連情報の修正、複製、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等を実施する行為
 - (13) 本サービスを利用して、マイナンバー（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」〔平成25年5月31日法律第27号〕第2条第5項が定義する個人番号をいいます。）を収集し、本システムのデータベース等の保存領域に保存する行為
 - (14) その他当社が禁止すべき合理的な理由があると判断する行為
2. 利用者は、前項に違反した場合、又はそのおそれがある場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
3. 当社は、利用者が第1項に違反した場合、又はそのおそれがある場合、利用者への事前の通知なしに、当該行為による被害の発生及び拡大を防止するために必要な範囲で、本サービスの提供を中断若しくは停止し、又は本システムの保存領域から保存データを消去することができます。この場合、このような本サービスの中断・停止又は保存データの消去によって利用者又は第三者に何らかの不利益又は損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。なお、本項の規定は、当社に利用者の行為を監視する義務を負わせるものではありません。

第31条 [権利義務の譲渡等の禁止]

利用者は、当社の事前の書面承諾なしに、本契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができません。

第6章 情報の取扱い

第32条 [秘密保持]

1. 利用者及び当社は、本契約に関連して相手方から開示を受け、又は自ら知り得た、相手方に関する有形・無形の技術上、営業上、財務上、組織上その他一切の情報（以下「**秘密情報**」といいます。）を秘密として保持し、相手方の事前の書面承諾なしに、第三者に開示、提供又は漏洩してはならないものとします。また、利用者及び当社は、相手方の事前の書面承諾なしに、秘密情報を本契約の目的以外のために使用してはならないものと

ます。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれません。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で、すでに公知となっていた情報
 - (2) 相手方から開示を受けた後に、自己の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (3) 相手方から開示を受けた時点で、すでに自己が適法に保有していたことを証明できる情報
 - (4) 正当な開示権限を持つ第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発・創出した情報
2. 利用者及び当社は、本契約の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、自己の従業員等に秘密情報を取り扱わせるものとします。
 3. 第1項の規定にかかわらず、利用者は、本契約の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、準利用者に秘密情報を開示することができます。
 4. 第1項の規定にかかわらず、当社は、本契約の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、再委託先に秘密情報を開示することができます。また、利用者が外部連携サービス等と連携する本システムの機能又は本システムの付随サービスを利用する場合には、当社は、当該機能又は付随サービスを利用者に提供するために必要かつ最小限の範囲内で、当該外部連携サービス等を提供する第三者に秘密情報を開示することができます。
 5. 第1項の規定にかかわらず、利用者及び当社は、本契約を専門的知見によって評価・検討させるために必要かつ最小限の範囲内で、自己が顧問契約等を締結している弁護士、公認会計士等の専門家（以下「**専門家**」といいます。）に秘密情報を開示することができます。
 6. 利用者及び当社は、第1項に定める相手方の事前の書面承諾を得て秘密情報を第三者に開示した場合、又は前三項に基づき秘密情報を準利用者、再委託先、専門家等の第三者に開示した場合は、本条において自己が負っている秘密保持義務と同等の義務を当該第三者に遵守させるものとします。
 7. 第1項の規定にかかわらず、利用者及び当社は、法令に基づき裁判所、行政機関、監督官庁等の公的機関から秘密情報の開示を命じられた場合、その範囲内で秘密情報を開示することができます。この場合、利用者及び当社は、法令によって禁止されない限り、事前にこのような開示を命じられたことを相手方に通知するものとします。

第33条 [個人情報の取扱い]

1. 当社は、保存データに含まれる個人情報（以下「**本件個人情報**」といいます。）を、利用者の事前の書面承諾なしに、本契約の目的以外のために使用しません。
2. 当社は、本件個人情報を、本契約の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、サービス提供業務に従事する当社の従業員等及び第16条[再委託]第2項に基づき利用者に通知した再委託先に取り扱わせるものとし、それ以外の者には、開示・提供を行わな

いことはもとより、一切の取扱いをさせないものとします。

3. 当社は、本件個人情報への不正アクセス又は本件個人情報の漏洩、滅失若しくは毀損を防止するため、技術上及び組織上合理的な安全管理措置を講じます。
4. 当社は、本件個人情報に関して不正アクセス、漏洩、滅失、毀損等の事故が発生した場合、又はこれらが発生したおそれがある場合、直ちに利用者に通知するとともに、事故の拡大又は再発を防止するために必要と判断する措置を講じます。

第34条 [報告・監査]

1. 利用者は当社に対して、定期的に（1年に1回程度）又は必要な場合は随時に、当社における秘密情報及び本件個人情報の取扱い状況についての報告を求めることができます。
2. 利用者は、当社による秘密情報及び本件個人情報の取扱い状況を監査するため、事前に実施日程、実施範囲等を当社と協議の上、当社の事務所への立入監査を実施することができます。

第35条 [アクセス情報の利用]

当社は、募集職種掲載ページ、応募フォームページ等の本システムの機能によって生成されるWEBページに関して、アクセス数、訪問経路等の個人情報に該当しないアクセス情報（以下「**本件アクセス情報**」といいます。）を、Cookie等を用いて収集した上で、次の各号に定める目的で利用できるものとします。

- (1) 本件アクセス情報をアクセス解析ツール等によって分析した結果を、利用者に対し有償又は無償で提供する目的
- (2) 本件アクセス情報をアクセス解析ツール等によって分析した結果を、利用者へのオプションの提案又は本システム以外の当社サービスの提案を行うための根拠資料として利用する目的
- (3) 複数の利用者の本件アクセス情報を集合して、特定の利用者が識別されることのないよう編集・加工した統計情報を、最新の採用動向に関する情報提供のために、当社が提供、発行又は公開するサービス、刊行物又はホームページ等の各種媒体を通じて、利用者及び第三者に対し有償又は無償で提供する目的
- (4) 本件アクセス情報を、最新の採用動向等の分析を目的とするデータ集合のために、外部連携サービス等の提供事業者、当社が利用するアクセス解析ツール等の提供事業者、当社が提携する採用関連サービス・広告関連サービスの提供事業者等の第三者に提供し、又はこれらの第三者と共同利用する目的

第36条 [採用情報の利用]

当社は、保存データのうち、利用者が本システムの機能を使用して公開した募集職種、利用者が本システムの機能を使用して集計した採用・選考状況に関する数値等の、個人情報

報に該当しない利用者の採用に関する情報（以下「**本件採用情報**」といいます。）を、次の各号に定める目的で利用できるものとします。また、利用者は、当社が本件採用情報を次の各号に定める目的で利用することを、無償で当社に許諾するものとします。

- （１） 本件採用情報を編集・加工して作成した統計情報を、利用者に対し有償又は無償で提供する目的
- （２） 本件採用情報を編集・加工して作成した統計情報を、利用者へのオプションの提案又は本システム以外の当社サービスの提案を行うための根拠資料として利用する目的
- （３） 複数の利用者の本件採用情報を集合して、特定の利用者が識別されることのないよう編集・加工した統計情報を、最新の採用動向に関する情報提供のために、当社が提供、発行又は公開するサービス、刊行物又はホームページ等の各種媒体を通じて、利用者及び第三者に対し有償又は無償で提供する目的

第7章 責任

第37条 [利用者の責任]

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用とその結果について一切の責任を負う必要があります。
2. 利用者が本サービスを利用したことによって、第三者との間に苦情の申立て、損害賠償請求、訴訟の提起等の紛争（以下「**紛争**」といいます。）が発生した場合、利用者は、利用者自身の責任と費用負担で、このような第三者との間の紛争に対応し、これを解決する必要があります。但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由によって発生した場合は、利用者は、当該紛争の対応・解決によって利用者が被った損害の賠償を、第38条 [当社の責任] に定める範囲で当社に請求することができます。
3. 利用者は、利用者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合は、その損害を当社に賠償する必要があります。

第38条 [当社の責任]

当社は、本契約に関して当社の責に帰すべき事由によって利用者に損害を与えた場合は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の責任原因の如何を問わず、当社の責に帰すべき事由によって利用者に直接かつ現実に生じた通常の損害を、過去12ヵ月間に利用者から実際に支払いを受けた本サービスの利用料の合計額を上限として賠償します。但し、本規約上に特段の責任又は免責を定めている場合はこの限りではありません。

第39条 [当社の免責]

当社は、本規約上のその他の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由によって当社が本契約を履行できなかった場合、それによって利用者又は第三者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の責任原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負いません。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等の非常事態、その他の不可抗力
- (2) 利用環境において発生した障害又は不具合
- (3) 当社が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず防御し得なかった提供環境に対する不正アクセス若しくは攻撃又は通信系路上における傍受
- (4) 提供環境のうち、第三者によって製造・開発された機器、ソフトウェア又はサービスにおいて、当社の責に帰すべき事由によらず発生した障害又は不具合
- (5) 外部連携サービス等において発生した障害又は不具合
- (6) 法令に基づく裁判所、行政機関、監督官庁その他の公的機関による命令又は強制的な処分のうち、当社の責に帰すべき事由によらず発せられたもの
- (7) 利用者又は準利用者による本契約違反
- (8) その他当社の責に帰すことのできない事由

第8章 契約の終了

第40条 [利用期間満了時の解約]

利用者は、本サービスの利用期間の終了日の5営業日前までに、当社所定の解約申込書を提出することで、利用期間の満了をもって（利用期間の終了日を解約日として）本契約を解約することができます。

第41条 [契約違反による解約]

1. 利用者及び当社は、相手方が本契約に違反した場合、14日の猶予期間を設けた上で相手方に当該違反を是正するように催告するものとします。催告を行った当事者は、猶予期間が経過した後も相手方が違反を是正しなかったときは、再度の催告を行うことなく、即時に本契約の全部又は一部を解約することができます。
2. 前項に定める解約の行使は、解約を行使した当事者から相手方への損害賠償請求を妨げません。

第42条〔無催告解約事由〕

1. 利用者は、当社が次の各号のいずれかに該当した場合は、当社に何らの催告も行わずに、即時に本契約の全部又は一部を解約することができます。

- (1) 第32条〔秘密保持〕又は第33条〔個人情報の取扱い〕に違反した場合
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (5) 法人の解散、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡に関する決議を行った場合
- (6) 支払停止又は支払不能となった場合
- (7) 手形若しくは小切手を不渡りにした場合、又は手形交換所との取引停止処分を受けた場合
- (8) その他、信用状態に重大な不安が生じた場合

2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者に何らの催告も行わずに、即時に本契約の全部又は一部を解約することができます。

- (1) 第30条〔禁止行為〕又は第31条〔秘密保持〕に違反した場合
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (5) 法人の解散、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡に関する決議を行った場合
- (6) 支払停止又は支払不能となった場合
- (7) 手形若しくは小切手を不渡りにした場合、又は手形交換所との取引停止処分を受けた場合
- (8) その他、信用状態に重大な不安が生じた場合

3. 前二項に定める解約の行使は、解約を行使した当事者から相手方への損害賠償請求を妨げません。

第43条 [サービスの廃止]

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、3ヵ月前までにすべての利用者に通知することで、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、外部連携サービス等が、これを提供する第三者の事情で急に廃止され、又は大幅に仕様変更された場合は、当社は、3ヵ月前までの事前通知が不可能であっても、可能な範囲で事前通知を行うことで（緊急の場合は事後速やかに通知を行うことで）、当該外部連携サービス等と連携している本サービスの一部を廃止することができます。
3. 当社が第1項によって本サービスの全部を廃止した場合、本契約は廃止日をもって終了するものとし、当社が前二項によって本サービスの一部のみを廃止した場合、本契約は、当該廃止に対応する部分のみが廃止日をもって終了するものとし、

第44条 [契約終了の効力]

1. 本規約に定める解約の行使、本サービスの廃止等によって本契約が終了した場合、本契約の終了の効力は将来に向かって生じるものとし、本契約の終了日までに本契約に基づいて発生した債務は、その履行が完了するまで有効に存続します。
2. 当社が第41条 [契約違反による解約] 又は第42条 [無催告解約事由] 第2項に定める解約を行使した場合には、利用者は、解約日の時点で当社に対して負っている利用料、初期設定費用、遅延損害金等の本契約に基づく金銭債務について、当然に期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務を弁済しなければなりません。

第45条 [契約終了時の処理]

本規約に定める解約の行使、本サービスの廃止等によって本契約が終了した場合、当社は、本契約の終了日の17時に（本契約の終了日が営業日でない場合は翌営業日の10時に）、利用者に対する本サービスの提供を終了するとともに、本システムの保存領域からすべての保存データを復元不可能な方法で消去します。

第46条 [存続条項]

本契約が終了した後も、第16条 [再委託] 第4項、第17条 [知的財産権]、第21条 [返金]、第22条 [遅延損害金]、第28条 [準利用者の監督等] 第1項、第32条 [秘密保持]、第33条 [個人情報取扱い]、第35条 [アクセス情報の利用]、第36条 [採用情報の利用]、第37条 [利用者の責任]、第38条 [当社の責任]、第39条 [当社の免責]、第44条 [契約終了の効力]、第45条 [契約終了時の処理]、第48条 [協議]、第49条 [合意管轄・準拠法] 及び本条の効力は存続します。

第9章 その他

第47条 [反社会的勢力の排除]

1. 利用者及び当社は、自己、自己の従業員等及び自己の経営に実質的に関与する者について、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、これらを併せて「**反社会的勢力**」といいます。）でないこと
 - (2) 反社会的勢力に資金等の利益を供与していないこと
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. 利用者及び当社は、自己、自己の従業員等及び自己の経営に実質的に関与する者が、自ら又は第三者を介して、次の各号に定める行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者及び当社は、自己、自己の従業員等及び自己の経営に実質的に関与する者において、第1項の表明又は前項の確約に反する事実があることが判明した場合は、直ちに相手方にその旨を通知するものとします。
4. 利用者及び当社は、相手方が第1項の表明若しくは第2項の確約に反した場合、又は相手方が前項に違反した場合、相手方に何らの催告も行わずに、即時に本契約を解約することができます。この場合、当該解約によって解約された側の当事者に何らかの不利益又は損害が発生したとしても、解約した側の当事者は一切の責任を負いません。また、本項に定める解約の行使は、解約した側の当事者から解約された側の当事者への損害賠償請求を妨げません。
5. 第44条 [契約終了の効力] の規定にかかわらず、前項の解約を行使した当事者は、反社会的勢力への利益供与とならないように、解約日の翌日以降は、本契約に基づき相手方に対して負っている未弁済の債務をすべて免除されるものとします。

第48条 [協議]

本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合、利用者及び当社は誠実に協議の上、これを解決します。

第49条 [合意管轄・準拠法]

1. 本契約に関する利用者と当社との間の一切の紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本契約及び本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を準拠法とします。

以上

附 則

2019年 3月19日 制定

2019年 9月12日 改定

2026年 4月 1日 改定 (商号変更のみ)